

岩手県告示第836号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年11月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 阿部長建設
    - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町赤浜二丁目3番37号
    - ウ 代表者の氏名 阿部長祐
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第8826号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年11月29日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年12月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 マルイワ電機住設
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市松園町469番地3
    - ウ 代表者の氏名 岩間百合夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第40060号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月1日付けで土木工事業、建築工事業、電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年12月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 サン・エンジニアリング
    - イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町板沢11地割11番地6
    - ウ 代表者の氏名 菊池健司
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第40203号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。